

令和4年度 就労移行支援事業 事業計画

社会福祉法人 あせんぶるおーる
就労支援センター あっぷでーと

1. 事業概要

就労支援センターあっぷでーとは、直ちに就職が困難な障害のある方の職業的自立を図るため、関係機関と連携しつつ、基本的な労働習慣の習得・職業能力の維持向上のための職業準備訓練、企業を活用した職業リハビリテーションの実施、就職後の職場定着支援、職業生活全般にかかる相談等の業務を行うこととする。

2. 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 個別支援計画の策定	年 間	(1)就労に向けたアセスメントの実施 就労に向けて、どのような強み、弱みがあるか客観的に評価を行うため、当所でのアセスメントはもちろん、就労に関わる関係機関、場合により障害者更生相談所等より情報提供を依頼する。 その上で、作業工夫を行ったり、あるいは作業の手順を個別に合わせたり、就労に向けての準備段階を踏むことなど、就労に向けて取り組む部分を明確にした個別支援計画を立案し、1ヶ月に一度のモニタリング、また3ヶ月に1度の見直しを行う。
2. 職業準備訓練の実施		(1)作業訓練 ・基本的な労働習慣の習得 ・基礎的な職場のルールの獲得 ・作業能力の向上や工夫できる点の開発 ・職場に必要なコミュニケーション能力向上 (2)学習会・社会技能訓練 ・社会生活上必要と思われる一般常識や知識についての学習会の開催 ・職場等様々な場面で想定されるコミュニケーションについての社会技能訓練 (3)面談 ・一般就労に向けて取組みを行った内容の振り返りや個別支援計画について

		<ul style="list-style-type: none"> ・感情の振り返りなど、個別に設定する面談 ・その他必要と思われる個別面談 <p>(4)施設外訓練、ハローワーク訪問、職場見学、職場実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場を利用し、職員を配置したグループ実習や単独実習を行う。 ・ハローワーク等と連携し本人の障害特性や作業能力に応じた職場開拓を行う。 <p style="text-align: right;">定員 14名</p>
3. 養護学校等の進路に向けてのアセスメントの実施	年間	<p>(1)就労系福祉サービス利用に係るアセスメントの実施及び、養護学校等の進路に向けてのアセスメントの実施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談にて、アセスメント利用者の就労に向けての意識や希望を確認する。 ・2週間程度の作業訓練等を実施する。 ・アセスメントの結果を本人や所属機関に伝え、助言等を行う。 <p>(2) 就労継続 B 型利用希望の方、または B 型在籍中の方について、支援のポイントを早期に捉えて実践する一助となるべく、就労に向けたアセスメントの実施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所と連携を図りながら、本人のアセスメントの調整を行う。 ・振り返りを踏まえ、アセスメント後の進路相談の協力をを行う。
4. 職業準備訓練に係る助言やその他の援助	年間	<p>(1)利用者にかかる就労移行に向けたアセスメントに基づき、関係機関との協議を随時行う。</p> <p>(2)公共職業安定所や働き・暮らし応援センターとの連携を保ち、障害者雇用に関する情報の収集、職場の開拓等を行う。</p> <p>(3)利用者に対し、職業生活上の問題点等に関する相談並びに援助を行い、就業の条件整備を図る。</p> <p>(4)関係機関との連携を行いながら、利用者の就職後6か月間（必要に応じてそれ以降も）計画的に適応指導、助言を行う。</p>

5. 利用者の生活・余暇活動支援・就労後の定着支援（6ヵ月間）	年 間	<p>(1)訓練を通じて、職業生活に関わる必要な生活についてアドバイスを行う。</p> <p>(2)訓練を通じて、職業生活の充実を目指して余暇活動の支援（SOへの参加）や計画の立て方等のアドバイスを行う。</p> <p>(3)障害者関係機関・団体等との緊密な連携を保ち、スポーツ・文化活動の情報提供や、利用者が充実した生活を送れるようにサポートを行う。</p> <p>(4)偶数月に修了生の会「デフラグ」を実施し、余暇活動や就労定着に関する情報収集やアドバイス等を行う。（年間6回）</p> <p>(5)土曜の開講日を利用し、OBの茶話会や認知行動療法を行う。（OBに周知し自主参加）</p>
6. 事業主等に対する雇用管理上の助言	年 間	<p>(1)利用者の就労に際し、事業主や関係機関に訓練期間中に検討された課題、解決の方法等を適切に提供する。</p> <p>(2)関係機関と連携し、利用者を雇用する事業主に対して、雇用管理に関する助言、その他の援助を行う。</p> <p>(3)利用者の働く職場において、その現場での就労サポートを行ったり、キーパーソンとなるべき事業所担当者との連携を図り、家庭や事業所、関係機関との連携を図る。</p> <p>(4)あっぱでーと内にジョブコーチを配置し、就業現場での作業の構築及び指導、事業主に対して働きかけを行う。</p>

3. 職員配置 7名

（内訳）

管理者・サービス管理責任者 1名

生活支援員 1名

職業指導員兼就労支援員兼ジョブコーチ 3名

就労支援員兼生活指導員 2名